

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

79

### 告 示（選）

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………一

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………一

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

○東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議申出についての決定……………二

○東京都知事選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出についての決定……………五

### 告 示（公）

○技能検定員審査の実施……………七

○警備員等の検定の実施（二件）……………八

○警備員指導教育責任者講習の実施……………九

○機械警備業務管理者講習の実施……………二

### 告 示（交）

○昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車運行系統の名称及び区間）の一部改正……………二

### 公 告

○平成二十八年年度危険物取扱者保安講習の実施……………三

### 雑 報

○公立大学法人首都大学東京平成二十七年年度財務諸表に関する公告……………三

### 告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。  
平成二十八年十月七日  
東京都選挙管理委員会

二二四、四七八

●東京都選挙管理委員会告示第百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数

と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。  
平成二十八年十月七日  
東京都選挙管理委員会

一、五〇二、九八六

●東京都選挙管理委員会告示第百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。  
平成二十八年十月七日  
東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	16,175
中央区選挙区	40,329
港区選挙区	65,472
新宿区選挙区	89,128
文京区選挙区	58,584
台東区選挙区	53,114
墨田区選挙区	73,837
江東区選挙区	134,832
品川区選挙区	107,684

日黒区選挙区	77,514	北多摩第一選挙区	85,350
大田区選挙区	167,425	北多摩第二選挙区	54,988
世田谷区選挙区	192,177	北多摩第三選挙区	86,557
渋谷区選挙区	62,867	北多摩第四選挙区	53,324
中野区選挙区	92,845	島部選挙区	7,464
杉並区選挙区	146,482		
豊島区選挙区	77,004		
北区選挙区	95,675		
荒川区選挙区	56,154		
板橋区選挙区	144,011		
練馬区選挙区	167,256		
足立区選挙区	159,939		
葛飾区選挙区	125,183		
江戸川区選挙区	159,115		
八王子市選挙区	145,019		
立川市選挙区	50,300		
武蔵野市選挙区	40,738		
三鷹市選挙区	51,564		
青梅市選挙区	38,469		
府中市選挙区	71,053		
昭島市選挙区	31,254		
町田市選挙区	118,357		
小金井市選挙区	33,315		
小平市選挙区	51,938		
日野市選挙区	50,827		
西東京市選挙区	55,598		
西多摩選挙区	70,494		
南多摩選挙区	65,648		

北多摩第一選挙区 85,350  
北多摩第二選挙区 54,988  
北多摩第三選挙区 86,557  
北多摩第四選挙区 53,324  
島部選挙区 7,464

●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号

平成二十八年七月三十一日執行の東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

平成二十八年十月七日

東京都選挙管理委員会

決定書  
異議申出人 吳 明 昌

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成28年8月15日に提起された、平成28年7月31日執行の東京都知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

決 定 の 理 由

第1 異議申出の趣旨及び理由

1 異議申出の趣旨  
申出人は、次の異議申出の理由により、本件選挙を無効とする旨の決定を求めらるものである。

2 異議申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 憲法違反

公職選挙法第92条及び第93条は、300万円を用意しなければ東京都知事選挙に立候補できないことを定め、財産の有無によって人を差別し、立候補の自由を妨げるものであるから、法の下の平等を定める憲法第14条に違反する。

公職選挙法第68条は、立候補していない者への投票を無効と規定しており、上記のように立候補の自由を妨げる同法第92条及び第93条とともに、国民の公務員選定権を定める憲法第15条第1項に違反する。

公職選挙法第93条は、東京都知事選挙において、得票数が有効投票総数の10分の1に達しなかった候補者の供託物の没収を定め、得票数の少なかった候補者のみ経済的負担をかけ、その人物に投票した選挙人にも選択の責任を問うものであるから、「選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」とする憲法第15条第4項に違反する。

以上の公職選挙法の各規定は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定める憲法第98条第1項により無効であり、上記各規定に基づく本件選挙も無効である。

(2) フェスキミの不公平な報道

本件選挙に関する新聞やテレビの報道等においては、小池、増田、鳥越の3氏が告示前から連日取り上げられ、その公約等を広く伝えられたのに対して、それ以外の候補者は顔写真と名前以外はほとんど伝えられず、極めて不利であった。公正公平な報道のもとで選挙が行われていれば、選挙の結果は異なっていたであろうから、本件選挙は無効である。

第2 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

1 申出人の主張に対する当委員会の判断

選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第205条第1項の規定により、その選挙に「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その選挙の管

理執行手続に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実には生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうとされている(最高裁判所昭和23年6月26日判決、最高裁判所昭和29年9月24日判決)。

以上の観点から、申出人の主張する本件異議の申出の理由について、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 憲法違反による選挙無効の主張について

選挙管理委員会をはじめとする選挙管理機関は、公選法に基づいて選挙を管理執行する義務を負うのであり、選挙長が公選法第86条の4第4項の規定に従って同法第92条による供託をしたことを証明する書面が添付された立候補届出を受理し、また同法第93条の規定に従って供託物を没収すること、開票管理者が同法第67条及び第68条の規定に従って投票の効力を決定することは、何ら選挙の規定に違反してはいない。

したがって、この点についての申出人の主張は、申出人独自の法律論に過ぎず、理由がない。

(2) フェスキミの不公平な報道による選挙無効の主張について

公選法第148条第1項は新聞紙又は雑誌が選挙に関して行う報道及び評論の掲載が原則として自由であることを規定し、また同法第151条の3は日本放送協会又は基幹放送事業者が選挙に関して行う報道又は評論についての放送番組の編集が原則として自由であることを規定するが、いずれの条文も「ただし、・・・表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない」とし、これに違反した場合の罰則が同法第235条の2及び第235条の4にそれぞれ規定されている。

しかし、判例は、選挙管理の任にある機関以外の選挙人等による選挙運動規定違反は原則として選挙無効の原因にならないものとしており、その理由については、公選法は違反者を処罰することによって当該規定が遵守されることを期待しているのであって、その違法行為のために選挙が無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないためとしている(最高裁判所昭和61年2月18日判決)。したがって、仮に本件選挙において公選法第148条第1項但書き又は第151条の3但書きの違反があったとしても、原則として、それにより選挙が無効となるものではない。

したがって、この点についての申出人の主張には理由がない。

第3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当する事実は認められない。

よって、本件選挙を無効とすべき理由もないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成28年9月14日

東京都選挙管理委員会  
委員長 宮崎 章

公職選挙法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

28選選第506号

●東京都選挙管理委員会告示第百三十七号

平成二十八年七月三十一日執行の東京都知事選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

平成二十八年十月七日

東京都選挙管理委員会

決 定 書

異議申出人 板垣 富士雄

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成28年8月15日に提起された、平成28年7月31日執行の東京都知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出（以下「本件各異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件各異議の申出をいずれも却下する。

決 定 の 理 由

第1 異議申出の趣旨及び理由

申出人から郵送により提出された「異議申出書等以上等等」と題する文書（以下「異議申出書」という。）の記述によれば、申出人は「明文の規定がなくとも選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害される時等に選挙等が無効になるとの精神等に従って私が当選人であるとの決定以上等を求める」ものであり、その理由は「自由公正の原則が著しく阻害等をされている人にき権票が投票されたものとみなさなければならぬ理由等以上が存在する事」とされている。

また、その後に郵送により提出された補正書により、異議申出の対象とする選挙は平成28年7月31日執行の東京都知事選挙であり、異議申出の趣旨及び理由については「法等によって異議申出人に投票した票は小池氏の票をうわまわって」にある旨の補充がなされている。

## 第2 決定の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項による選挙の効力に関する異議の申出及び同法第206条第1項による当選の効力に関する異議の申出は、いずれも「選挙人又は公職の候補者」を提起権者としている。この「選挙人」については、「選挙人とは、もちろん効力に異議のあることを主張するそれぞれの選挙の選挙人ということである」と解され（「逐条解説公職選挙法（下）」安田充ほか 1557ページ）、当該選挙の選挙人を指すことに疑いの余地はなく、また、「公職の候補者」が当該選挙の候補者であった者を指すことも明らかというべきである。

しかるに、当委員会が関係機関に対して実施した調査の結果、本件選挙の当時、申出人は福島県西会津町に住所を有し、同町の選挙人名簿に登録されていた事実が確認され、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」との公選法第9条第2項の規定に照らし、本件選挙の選挙人ではなかったと認められる。なお、異議申出書には申出人の住所の記載はないが、当委員会による補正命令後に申出人から提出された補正書には「〒969-4406 耶麻郡西会津町」との記載があり、当委員会の調査結果と齟齬はない。

また、申出人が本件選挙に立候補した事実はない。

したがって、申出人は公選法第202条第1項及び同法第206条第1項所定の「選挙人」と「公職の候補者」とのいずれにも該当しないから、本件各異議の申出は、不適法であることが明らかである。

よって、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成28年9月14日

東京都選挙管理委員会

委員長 宮崎 章

公職選挙法第203条及び第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第331号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となっている事項

- イ 自動車教習所に関する法令についての知識
- ウ 技能検定の実施に関する知識
- エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者  
5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成28年11月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

6 申請手続

- (1) 申請書類
- ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
- イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）
- ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- (2) 受付日時

平成28年10月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一

丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年10月11日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

- (1) 携行品
- ア 運転免許証
- イ 筆記用具
- (イ) 黒色又は青色のボールペン
- (イ) 赤色のボールペン
- (2) 服装
- イ 自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (6717) 3137 内線5284

●東京都公安委員会告示第332号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。  
平成28年10月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成29年1月21日 (土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成29年2月18日 (土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第4号の警備業務 (交通誘導警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成28年11月28日 (月曜日) 及び同月29日 (火曜日) の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

6 申請手続

(1) 受付期間

平成28年12月7日 (水曜日) から同月9日 (金曜日) までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所지가明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 14,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第333号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。  
平成28年10月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成29年1月21日 (土曜日)

午前8時30分から午前11時まで



<p>(2) 実技試験</p> <p>平成29年2月18日(土曜日)</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所</p> <p>品川区東六井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別</p> <p>規則第1条第6号の警備業務(貴重品運搬警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員</p> <p>30名</p> <p>5 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間</p> <p>平成28年11月30日(水曜日)及び同年12月1日(木曜日)の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>03(3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成28年12月7日(水曜日)から同月9日(金曜日)までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>(2) 受付場所</p> <p>規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03(3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第334号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」とい</p>	<p>う。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年10月7日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間</p> <p>平成29年2月9日(木曜日)から同月17日(金曜日)までの7日間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員</p> <p>150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p>
--	--	--

<p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p>	<p>(1) 受講申出の受付期日 平成29年1月10日（火曜日）及び同月11日（水曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成29年1月18日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ウ) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p>
--	---	--

(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面

(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

- (1) 受講料納入の受付期間  
平成29年1月26日(木曜日)及び同月27日(金曜日)の2日間
- (2) 受付場所  
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

47,000円

9 問合せ先

- (1) 一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第335号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり

り告示する。

平成28年10月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 講習の実施期間及び時間

平成29年3月7日(火曜日)から同月10日(金曜日)までの4日間  
午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習予定人員

40名

4 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。  
なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

平成29年2月8日(水曜日)  
午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (3837) 2160

5 申込手続

- (1) 受付期間  
電話受付予約終了後から平成29年2月15日(水曜日)の間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

6 受講料納入手続

- (1) 受講料納入の受付期間  
平成29年2月20日(月曜日)及び同月21日(火曜日)の2日間
- (2) 受付場所  
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

38,000円

7 問合せ先

- (1) 一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線30312

告 示 ( 交 )

●交 通 局 長 告 示 第 十 一 号

昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、平成二十八年十月八日から実施する。

平成二十八年十月七日

東京都交通局長 山 手 齊

表都第五号系統の部甲系統の項中「五・二八〇」を「五・三七〇」に改め、同部丙系統の項中「八・四四〇」を「八・五三〇」に改める。

## 公 告

平成28年度危険物取扱者保安講習の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成28年10月7日

東京都知事 小 池 百合子

### 1 講習区分及び受講対象者

(1) 講習区分  
全区分

(2) 受講対象者

危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

### 2 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成28年11月20日（日曜日）午後1時から午後5時15分まで

(2) 実施場所

東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

### 3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 受付期間

平成28年10月20日（木曜日）から同年11月14日（月

曜日）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

4 問合せ先

(1) 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請書は、各受付場所にて配布する。

## 雑 報

公立大学法人首都大学東京平成二十七年度財務諸表に関する公告

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、平成二十七年公立大学法人首都大学東京の財務諸表について、次のとおり公告します。

平成二十八年十月七日

公立大学法人首都大学東京

理事長 川 淵 三 郎

貸借対照表  
(平成28年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地		96,035,367	
建物	74,867,439		
減価償却累計額	△ 30,318,105		
減損損失累計額	△ 24,426	44,524,908	
構築物	3,550,088		
減価償却累計額	△ 1,228,919		
減損損失累計額	△ 24,407	2,296,762	
機械装置	29,576		
減価償却累計額	△ 9,971		
工具器具備品	15,578,016	19,604	
減価償却累計額	△ 11,592,465		
減損損失累計額	△ 3,000	3,982,559	
図書		5,252,359	
美術品・収集品		69,554	
船舶	6,510		
減価償却累計額	△ 4,014	2,495	
車両運搬具	54,005	13,403	
減価償却累計額	△ 40,601		
建設仮勘定		513,307	
有形固定資産合計		142,710,323	
2 無形固定資産			
特許権		35,383	
著作権		89	
ソフトウェア		172,087	
特許権等仮勘定		50,312	
その他の無形固定資産		2,170	
無形固定資産合計		260,043	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		4,275,148	
長期性預金		600,000	
敷金・保証金		220,417	
投資その他の資産合計		5,095,565	
固定資産合計		148,065,953	
II 流動資産			
現金及び預金		4,691,271	
未収学生納付金収入		1,459	
有価証券		1,700,462	
前払費用		29,369	
未収収益		11,902	
未収入金		532,453	
立替金		2,267	
仮払金		8	
流動資産合計		6,989,795	
資産合計		155,035,729	

負債の部			
I 固定負債			
資産引返負債			
資産引返償還費交付金等	6,864,817		
資産引返補助金等	27,832		
資産引返新附金	394,627		
資産引返物品受贈額	4,721,111		
建設仮勘定等引返償還費交付金	259,741		
建設仮勘定見返施設費	283,383		
建設仮勘定見返補助金等	12,667		
引当金		12,574,211	
退職給付引当金	3,003		
長期未払金		968,983	
固定負債合計		13,546,198	
II 流動負債			
預け補助金等	1,158		
寄付金債務	432,539		
前受委託研究費等	125,248		
前受委託事業費等	114,181		
未払金	4,289,626		
未払費用	87,759		
未払借入金等	37,235		
前受金	3,928		
預け科学研究所費補助金等	194,471		
預け金	143,914		
引当金		1,979	
賞与引当金		183,557	
資産除去債務		13,589	
その他の流動負債			
流動負債合計		5,629,140	
負債合計		19,175,339	
純資産の部			
I 資本金			
地方公共団体出資金		141,601,826	
資本金合計		141,601,826	
II 資本剰余金			
資本剰余金		17,042,942	
損益外減価償却累計額(△)		△ 29,772,368	
損益外減損損失累計額(△)		△ 20,646	
資本剰余金合計		△ 12,750,073	
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越剰余金		2,889,311	
教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金		1,714,347	
積立金		1,536,681	
当期未処分利益		868,295	
(うち当期総利益)		868,295	
利益剰余金合計		7,008,636	
純資産合計		135,860,389	
負債純資産合計		155,035,729	